育成医療を申請される方へ

☆育成医療の申請の持ち物は、次の $1\sim5$ の書類 と マイナンバーの確認できるもの(世帯全員分)です。

1 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書…申請者が記入(裏面あり)申請者は原則お子さんの加入する健康保険の被保険者となります。申請者以外の方が申請する場合は印鑑をご持参ください。また、国民健康保険加入者の方及び市民税非課税世帯の方は、加入世帯全員の税情報の確認が必要ですので、裏面の同意欄に世帯の加入者全員(18歳以上)の自署での同意をお願いします。

- 2 自立支援医療(育成医療)意見書…医療機関で記入
- 3 健康保険証の写し
 - ・国民健康保険の方は、世帯全員分が必要です。
 - ・国民健康保険以外の方は、受診者と保護者(=被保険者)の分が必要です。 (受診者の保険証に被保険者名の記入があれば受診者のみで可)
- 4 次の方は、所得水準が確認できるものが必要です。
 - ① 健康保険証の被保険者が市民税非課税の場合、加入医療保険にかかわらず、世帯の保護者で非課税者全員の「自己負担上限月額に係る申告書」の提出が必要です。
 - ② 所得・手当等を合算して 80 万円以下の場合は、保護者全員の収入に関する書類 (各種年金証書・特別児童扶養手当証書・各種手当振込通知書・各種手当振込先通帳等)が必要です。
- 5 人工透析療法(腎臓機能障害)の場合は、特定疾病療養受療証の写し

☆注意事項

- 1 必ず、治療開始予定日の前日までに申請書を提出してください。
- 2 「処方せん交付(院外処方せん)」を希望する場合、指定薬局名を必ずご記入ください。 指定薬局以外での処方せん利用は、育成医療の対象となりません。
- 3 申請前12か月間において、申請者の属する「世帯」が高額療養費の支給を3回以上 受けた場合はお申し出ください。
- 4 市民税額が一定額以上の場合、育成医療の対象とならない場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

岐阜市役所子ども支援課電話:058-214-2396岐阜市中保健センター電話:058-214-6630岐阜市南保健センター電話:058-271-8010岐阜市北保健センター電話:058-232-7681